

2019 年 12 月 5 日  
団体年金事業部

## 財政検証解説(第 1 回)～公的年金制度の概要～

公的年金の健康診断にあたる財政検証の結果が 8 月 27 日に厚生労働省より公表されました。6 月に金融庁の審議会から老後資金が 2,000 万円不足するとして報告書が公表されたこともあり、公的年金への国民の関心が高まる中での公表となりました。

これから 3 回にわたって、この 2019 年財政検証結果を解説していきますが、老後の所得保障の柱である公的年金の仕組みや財政状況、給付見通し等を確認いただくことを通して、皆さまに改めて、企業年金の役割や意義への理解を深めていただくことができれば幸いです。

第 1 回では、「所得代替率」、「マクロ経済スライド」等の財政検証に関するキーワードを含めて、財政検証を理解するうえで必要となる公的年金の基礎知識を解説します。

### 【ご参考】

厚生労働省 HP 将来の公的年金の財政見通し(財政検証)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>  
から

- ・「2019 年財政検証結果のポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540198.pdf>

- ・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019 年財政検証結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540199.pdf>

- ・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019 年オプション試算結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540201.pdf>

### 【目次】

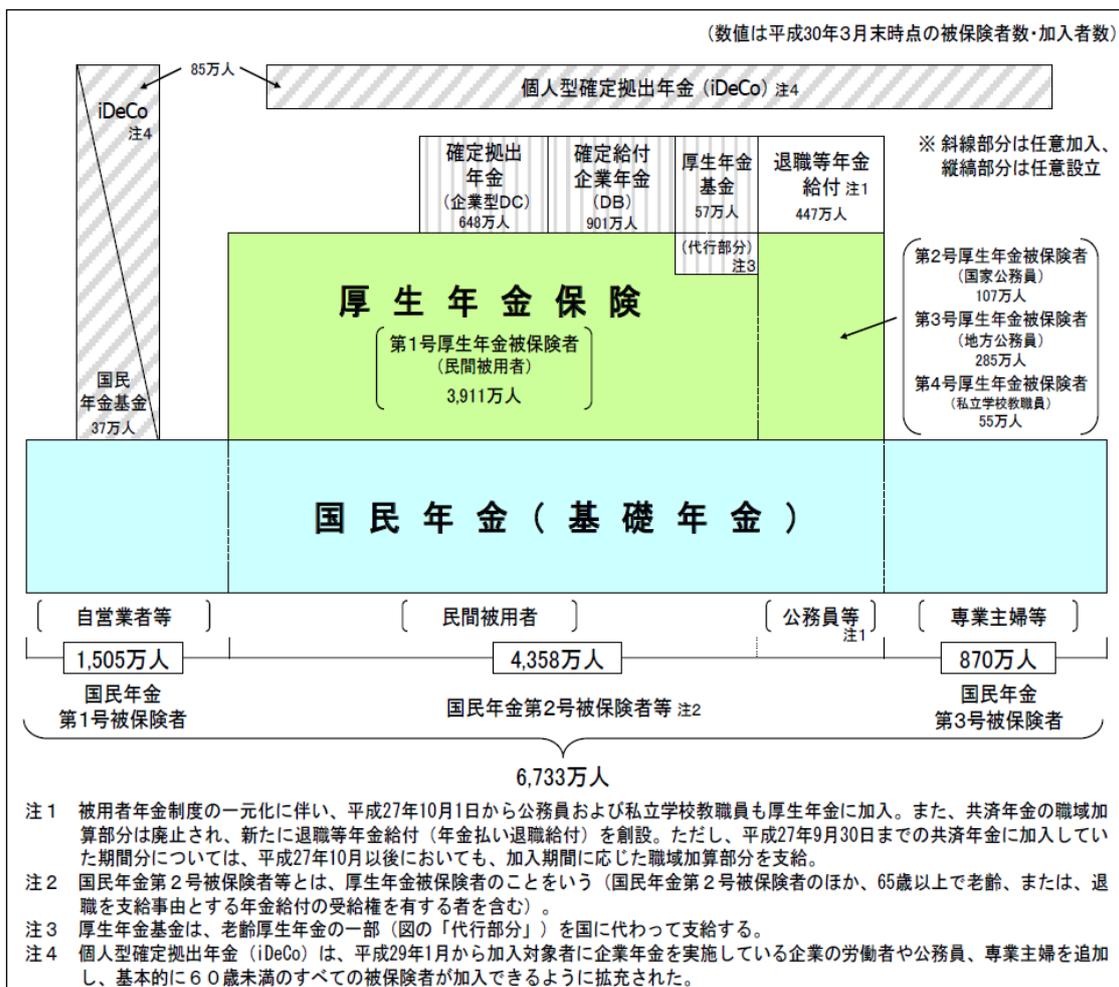
- 第 1 章 公的年金制度の仕組み
- 第 2 章 公的年金の財政運営
- 第 3 章 2004 年法改正による公的年金財政の枠組み
- 第 4 章 財政検証の役割

# 第1章 公的年金制度の仕組み

## (1) 公的年金制度の体系

我が国の公的年金制度は、国民年金(基礎年金)が公的年金制度の土台として位置づけられ、被用者については厚生年金保険による給付がそこに上乘せされる形で支給されます。この仕組みは、1986年4月に導入され、2階建て年金制度と呼ばれています(図表1)。

図表1 年金制度の体系



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告—平成29年度—」

## (2) 国民年金の仕組み

国民年金(基礎年金)は全国民共通の年金制度で、受給要件を満たすと老齢基礎年金が支給されます。ただし、下記①のとおり被保険者は自営業者等の第1号被保険者、会社員・公務員等の第2号被保険者、専業主婦等の第3号被保険者の3種類ありますが、このうち第1号被保険者だけが国民年金に保険料を納めます。第2号、第3号被保険者の保険料の徴収は、基礎年金部分も含めて厚生年金保険で行われます。

### ① 被保険者の分類

国民年金の被保険者は次の3種類に分類されます。

#### ○ 第1号被保険者

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない者。自営業者や学生など。

#### ○ 第2号被保険者

厚生年金保険が適用される会社員や公務員等。国外居住者であっても、適用事業所に勤務していれば被保険者になる。

#### ○ 第3号被保険者

20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者。国内居住要件なし。

### ② 保険料

2004年の制度改正により保険料は毎年引き上げられてきましたが、2017年度からは月額16,900円で固定されています(2019年度には産前産後期間の保険料免除制度が導入されたことにより、月額17,000円に引き上げられました。)。ただし、賃金の伸びに応じた改定率がかかるため、実際に払い込む額は、毎年変動し17,000円を上回ることも下回ることもあります。なお、2019年度の保険料は月額16,410円です。

$$\text{国民年金保険料月額} = 17,000 \text{円} \times \text{保険料改定率}$$

### ③ 受給資格と年金額

国民年金は、保険料納付済期間が10年以上で老齢基礎年金の受給資格が与えられ、原則65歳から終身で支給されます。年金額は保険料納付済期間に応じて決まり、保険料納付済期間が40年で満額の780,900円(年額)が支給されます。ただし、物価や賃金の伸びに応じた改定率がかかるため、支給開始後も年金額は毎年変動し、2019年度は年額780,100円です。

$$\text{老齢基礎年金年額} = 780,900 \text{円} \times (\text{保険料納付済期間} / 480 \text{月}) \times (\text{年金額改定率})$$

なお、国民年金には経済的弱者を対象とした保険料免除制度、学生を対象とした学生納付特例制度等の保険料の免除・納付猶予制度がありますが、これらの制度を利用した期間も受給資格期間の計算に算入されます。一方、年金額の計算については保険料免除期間はその一部が算入され、学生納付特例制度等の納付猶予期間は算入されません。

### (3) 厚生年金保険の仕組み

厚生年金保険の被保険者は会社員や公務員等の被用者で、定額の基礎年金に上乗せして報酬比例の年金が支給されます。

#### ① 適用事業所

厚生年金保険は事業所ごとに適用され、適用される事業所を適用事業所と言います。原則として常時 5 人以上の従業員を使用する個人事務所、国・地方公共団体・法人の事務所は適用事業所(強制適用事業所)となります。常時 5 人以上の従業員を使用しているも農林水産業、接客娯楽業等の特定の業種は適用対象外です。ただし、強制適用事業所以外でも従業員の 1/2 以上の同意を得て申請することで適用事業所(任意適用事業所)となることができます。

#### ② 被保険者

適用事業所に使用される 70 歳未満の従業員は原則として厚生年金保険の被保険者となります。ただし週の労働時間が 30 時間未満<sup>\*1</sup>の短時間労働者については、労働時間(週 20 時間以上)、賃金水準(月収 8.8 万円以上)、企業規模(従業員 501 人以上)等の加入要件があります。

#### ③ 保険料

厚生年金保険の保険料は被用者の給与に比例し、国民年金と同様に 2004 年の制度改正により保険料は毎年引き上げられてきましたが、2017 年 9 月からは保険料率は 18.30%<sup>\*2</sup>で固定されています。保険料計算の対象となる給与には月例給与だけでなく賞与も含まれ、それぞれの給与水準に応じて定まる標準報酬月額、標準賞与額に 18.30%<sup>\*2</sup> を乗じた額が各月の保険料となります。ただし、保険料は労使折半で支払うため従業員の負担はこの半額となります。

#### ○ 厚生年金保険料

(毎月納付する保険料額)	標準報酬月額 × 18.30% <sup>*2</sup>
(賞与を受けた場合に納付する保険料額)	標準賞与額 × 18.30% <sup>*2</sup>

なお、標準報酬月額は、毎年 7 月にその年の 4・5・6 月の給与(報酬)の平均額を報酬月額として算出し、1 等級(88,000 円)から 31 等級(620,000 円)<sup>\*3</sup>にあてはめて決定し、原則としてその年の 9 月から翌年の 8 月まで固定されます。また、標準賞与額は、実際の賞与の額から千円未満の端数を切り捨てたもので、支給 1 回につき、1,500,000 円が上限となります。

<sup>\*1</sup> 正確には、週の労働時間が通常の労働者の 3/4 未満である労働者。

<sup>\*2</sup> 私立学校教職員は 2027 年度までかけて 18.30% に引上げ中(2019 年度は 14.619%)。

<sup>\*3</sup> 第 13 回社会保障審議会年金部会によると、2020 年 9 月から新たに 32 等級(650,000 円)が追加される見込みです。

#### ④ 受給資格と年金額

厚生年金保険では、基礎年金の受給資格を満たすことで、原則として 65 歳から基礎年金に上乗せして報酬比例の年金が支給されます。一方で、1961 年(女性は 1966 年)4 月 1 日以前生まれの人には 60 歳前半に支給される特別支給の老齢厚生年金と呼ばれる給付があります。

##### ○ 65 歳以後の老齢厚生年金の受給資格

- ・ 65 歳以上であること
- ・ 1 ヶ月以上の厚生年金保険の被保険者期間があること
- ・ 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること

65 歳以降の老齢厚生年金の報酬比例部分は、2003 年 4 月から総報酬制が導入されたことにより、導入前後の被保険者期間がある人の年金額は原則として 2003 年 3 月までと、2003 年 4 月以降に分けて計算されます(次式(A)と(B)を合算した額)。

##### ○ 老齢厚生年金年額(報酬比例部分)

(A) 被保険者期間の平均標準報酬月額  $\times 7.125^{*1} / 1,000 \times$  被保険者期間の月数

(B) 被保険者期間の平均標準報酬額  $^{*2} \times 5.481^{*1} / 1,000 \times$  被保険者期間の月数

※1 乗率 7.125、5.481 については、1946 年 4 月 1 日以前生まれの場合は生年月日に応じてそれぞれ 7.23~9.5、5.562~7.308 が使用される。

※2 2003 年 4 月より保険料および年金額の計算に月例給与だけでなく賞与も含める総報酬制が導入された。

#### ⑤ 特別支給の老齢厚生年金

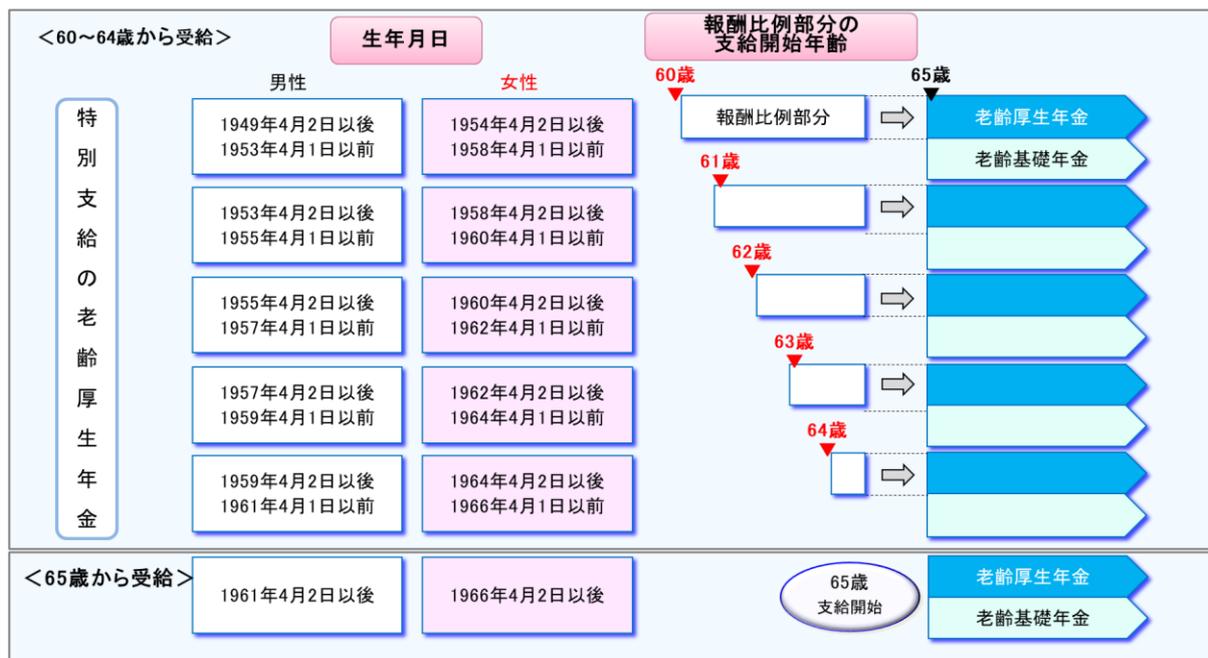
1994 年の制度改正以前は老齢厚生年金の支給開始年齢は 60 歳でしたが、定額部分、報酬比例部分に分けて、それぞれ 2001 年、2013 年から段階的に 65 歳に引き上げられています。1961 年(女性は 1966 年)4 月 1 日以前生まれの場合は、生年月日に応じて 60 歳から 64 歳の間で特別支給の老齢厚生年金が支給されます。特別支給の老齢厚生年金を受給するには基礎年金の受給資格に加え、1 年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要です。

##### ○ 特別支給の老齢厚生年金の受給資格

- ・ 60 歳以上であること
- ・ 1 年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること
- ・ 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること

特別支給の老齢厚生年金のうち、定額部分については男女ともに 2018 年度までに 65 歳に引き上げが完了しています。報酬比例部分については、図表 2 のとおり生年月日に応じて 60 歳から 64 歳の間で支給され、2025 年度(女性は 2030 年度)までに引き上げが完了します。なお、報酬比例部分の年金額は前述④の 65 歳以降の老齢厚生年金の計算式と同様に計算されます。

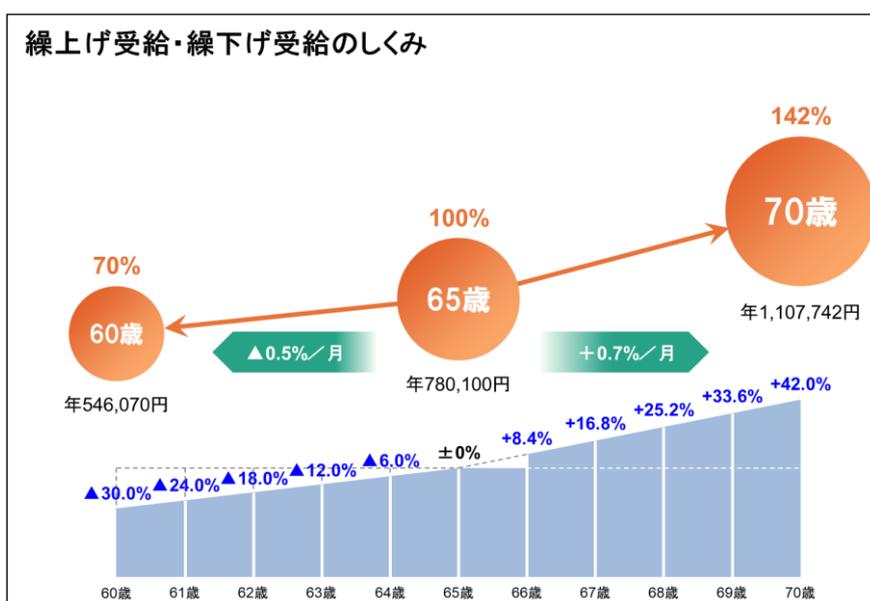
図表 2 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢（報酬比例部分）



#### (4) 年金の繰上げと繰下げ

老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに受給開始年齢は原則 65 歳ですが、60 歳以上 65 歳未満の希望する時期から繰上げての受給、逆に 66 歳以上 70 歳以下の希望する時期まで繰下げての受給を行うことができます。繰上げて受給した場合は、繰上げ期間 1 カ月につき 0.5% \*4 年金額が減額されます。例えば 60 カ月 (5 年) 繰上げて受給する場合の減額率は 30% (0.5×60) となり、繰上げた場合は終身にわたり減額された年金額が支給されることには注意が必要です。

一方繰下げて受給した場合は、繰下げ期間 1 カ月につき 0.7% 年金額が増額され、最大で 70 歳まで繰下げることによって 42% 増額された年金額を終身にわたり受給することができます。



\*4 第 12 回社会保障審議会年金部会において、最新の生命表をもとに繰上げ減額率を 0.4%に見直す案が提出されています。

## (5) 在職老齢年金

老齢厚生年金の受給開始年齢は65歳ですが、65歳以降も就労し賃金を得ている場合は、賃金と年金の合計額\*5が一定額を超えると年金の一部又は全部が支給停止となります。この仕組みを在職老齢年金と言います。

支給停止の基準となる額は、現役世代の賃金水準に応じて毎年変動しますが、2019年度は賃金と年金の合計額が47万円を超えると、超過額の2分の1が支給停止となります。なお、前述(3)⑤の特別支給の老齢厚生年金も在職老齢年金による支給停止の対象となりますが、老齢基礎年金については支給停止は行われず満額が支給されます。また、前述(4)の年金の繰下げを行う場合、仮に繰下げなかった場合に在職老齢年金による支給停止に該当する場合は、支給停止部分は増額対象外となります。

## (6) 年金額の改定

公的年金は、急激なインフレ等が生じた場合でも年金の実質価値が保たれるように、物価や賃金の変動率に応じて年金額を改定する仕組みがあります(図表3)。

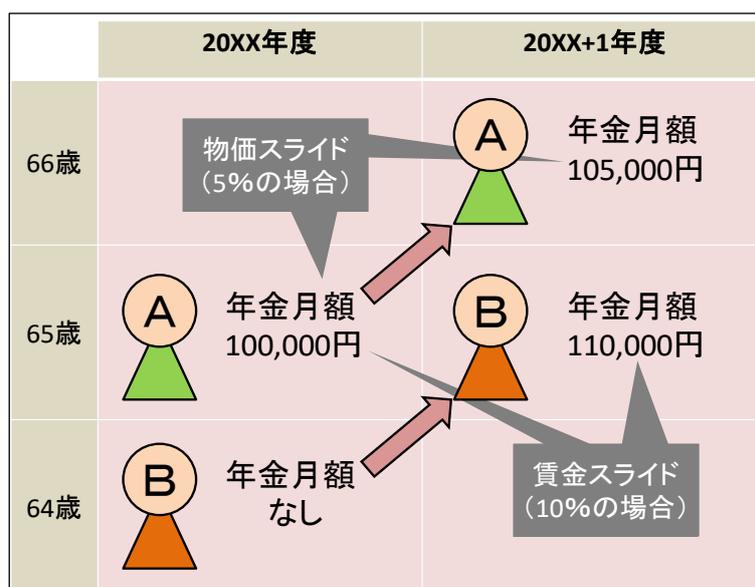
### ○賃金スライド

- ・ 賃金変動率を用いて新規受給者(新たに年金を受給する人)の年金額を改定すること
- ・ 例えば、20XX年度に満65歳となったAさんが月額100,000円の年金を受給できるとした場合、賃金変動率が10%であれば、20XX+1年度に満65歳となるBさんは月額110,000円の年金を受給できるということ

### ○物価スライド

- ・ 物価変動率を用いて年金受給権者(すでに受給している人)の年金額を改定する
- ・ 例えば、20XX年度に満65歳となったAさんが月額100,000円の年金を受給できるとした場合、物価変動率が5%であれば、翌年度に満66歳となるAさんは月額105,000円の年金を受給できるということ

図表3 賃金スライドと物価スライド



\*5 正確には老齢厚生年金の月額、標準報酬月額および直近1年間の標準賞与額の12分の1の合計額。

## 第2章 公的年金の財政運営

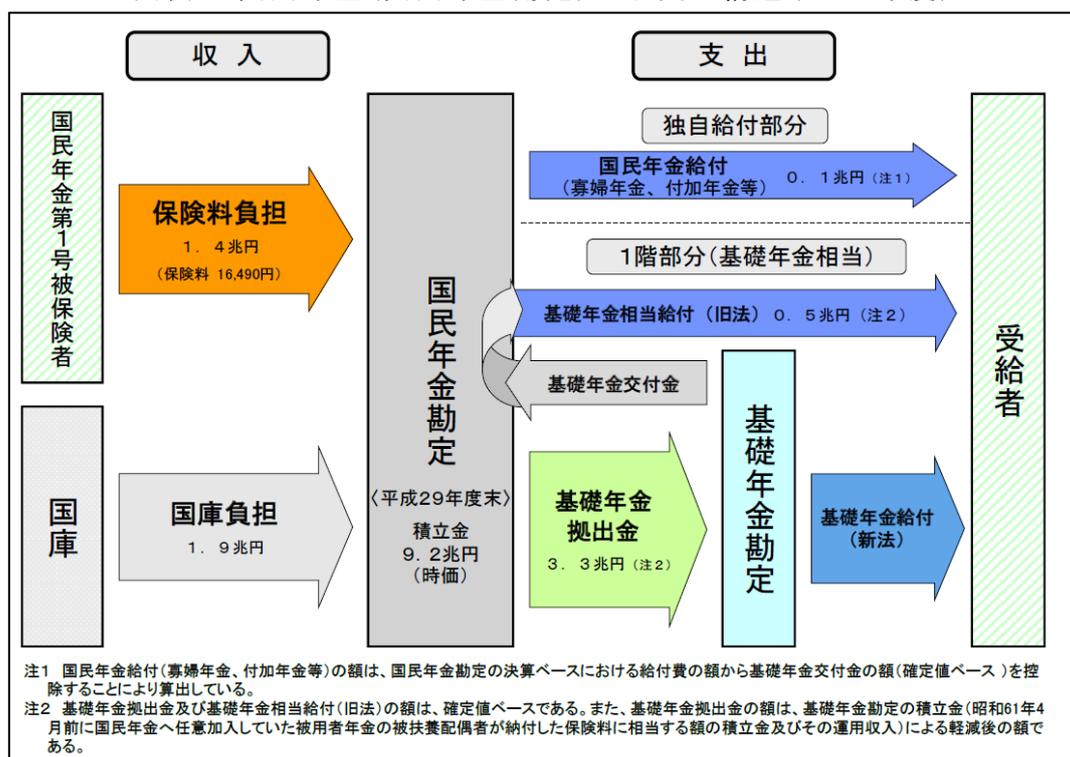
### (1) 公的年金制度の財政の仕組み

公的年金は国民年金と厚生年金保険とを合わせて約160兆円(2018年3月末時点)もの積立金を有していますが、年金給付の財源の中心は現役世代の保険料と国庫負担(税金)であり、その時々々の年金給付を現役世代の負担で賄う「賦課方式」を基本としています。

国民年金、厚生年金保険の財政の仕組み(収入と支出の構造)はそれぞれ図表4、図表5のとおりです。国民年金では、自営業者等の第1号被保険者からの保険料と国庫負担を受給者への基礎年金給付に充てています。同様に厚生年金保険では、厚生年金の被保険者<sup>\*6</sup>(会社員や公務員等の第2号被保険者)からの保険料と国庫負担で、第2号被保険者であった受給者への報酬比例年金(2階部分)、および第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者(専業主婦等)であった受給者への基礎年金(1階部分)の給付を賄っています。保険料と国庫負担では年金給付を賄いきれない場合には、積立金を取崩して不足分に充てることになります。

なお、厳密には基礎年金については基礎年金勘定からすべての受給者へ年金給付を支払います。そして、その支払額と同額を、国民年金と厚生年金保険が、被保険者の人数(国民年金は第1号被保険者の人数、厚生年金保険は第2号被保険者と第3号被保険者の人数)で按分した額を基礎年金拠出金として基礎年金勘定に払い込んでいます。このため、被用者年金の適用を拡大し第1号から第2号へと被保険者が移動した場合には、国民年金では基礎年金拠出金の負担が減るため財政が改善することになります。

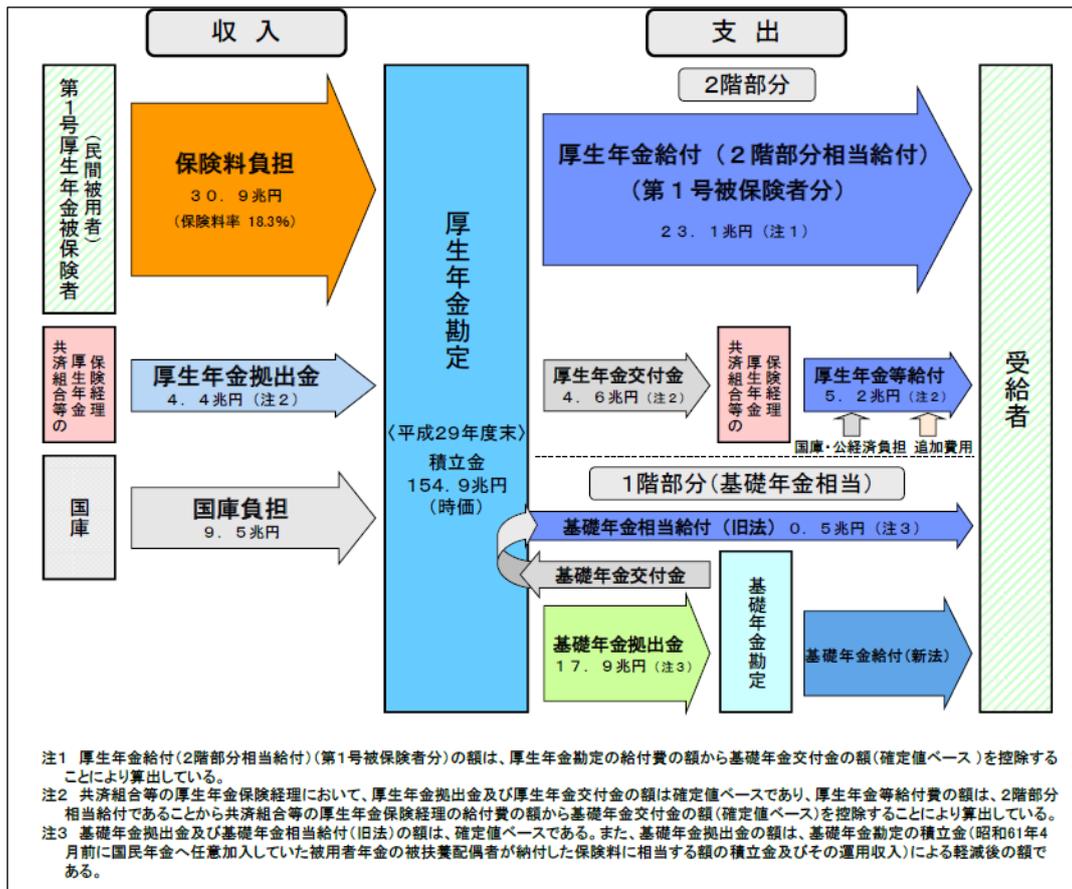
図表4 国民年金(国民年金勘定)の収支の構造(2017年度)



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告—平成29年度—」

<sup>\*6</sup> 2015年10月から被用者年金制度の一元化により公務員および私学教職員も厚生年金被保険者となりました。これに伴い厚生年金被保険者は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)の4種類となりました。

図表 5 厚生年金勘定の収支の構造 (2017 年度)



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告－平成29年度－」

### 第3章 2004年法改正による公的年金財政の枠組み

#### (1) 2004年以前の財政再計算とその課題

2004年以前は、5年に1度、人口推計や将来の経済見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準に必要な保険料を定める「財政再計算」が行われていました。しかし、前述2.(1)のとおり、公的年金財政は時々の給付を現役世代の保険料で賄う「賦課方式」で運営されるため、少子高齢化が進行する状況では現役世代の負担が増大していくことが課題でした。実際に、給付の充実から適正化(抑制)に舵を切った1994年以降も財政再計算のつど保険料が上昇してきました。

#### (2) 2004年法改正で導入された制度

前述(1)の課題を解決するために2004年に大きな制度改正が行われました。制度改正のポイントは、①保険料の段階的引き上げと固定化、②マクロ経済スライドによる給付の額の調整、③保険料以外での財源の手当て、の3点ですが、先に保険料水準を定めておき、それに見合うように給付を調整し、積立金を活用していく年金制度に変わったことが大きな特徴です。

##### ① 保険料水準固定方式

前述のとおり、公的年金制度の保険料は財政再計算の度に上がっていく一方でした。そこで、保険料水準を予め定めておくこととしました。

ただし、国民年金については、第1章(2)のとおり2019年度から産前産後期間の保険料免除制度の導入により月額17,000円に引き上げられています。また、実際に払い込む保険料はこの金額に保険料改定率が乗じられます。

##### ○国民年金

- ・ 2005年4月現在の保険料率 13,580円
- ・ 以降毎年280円ずつ引き上げ
- ・ 2017年度以降 16,900円で固定

##### ○厚生年金保険

- ・ 2004年9月現在の保険料率 13.58%、同年10月に0.354%引き上げ
- ・ 以降毎年9月に0.354%ずつ引き上げ
- ・ 2017年9月以降 18.30%で固定

## ② マクロ経済スライドの導入

公的年金には年金の実質価値を維持するために物価・賃金の変動率に応じて改定する仕組みが設けられていますが、この改定率を抑制する仕組みがマクロ経済スライドです。第1章(6)のとおり、新規受給者の年金額は賃金変動率で、年金受給開始後の年金額は物価変動率で改定されますが、保険料水準固定方式のもとで少子高齢化が進行する状況でも保険料負担を一定に抑えるためには、給付の額も一定に抑える必要があります。そこで被保険者数の減少(少子化)と平均余命の伸び(高齢化)を勘案した「スライド調整率」を用いて、以下の方法で改定するように変更しました。

### ○新規受給者

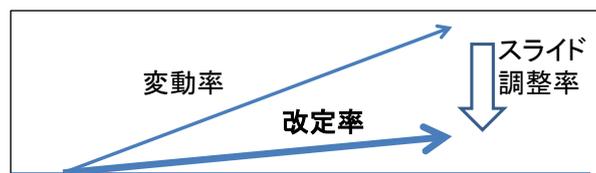
改定率 = 賃金変動率 - スライド調整率

### ○年金受給権者

改定率 = 物価変動率 - スライド調整率

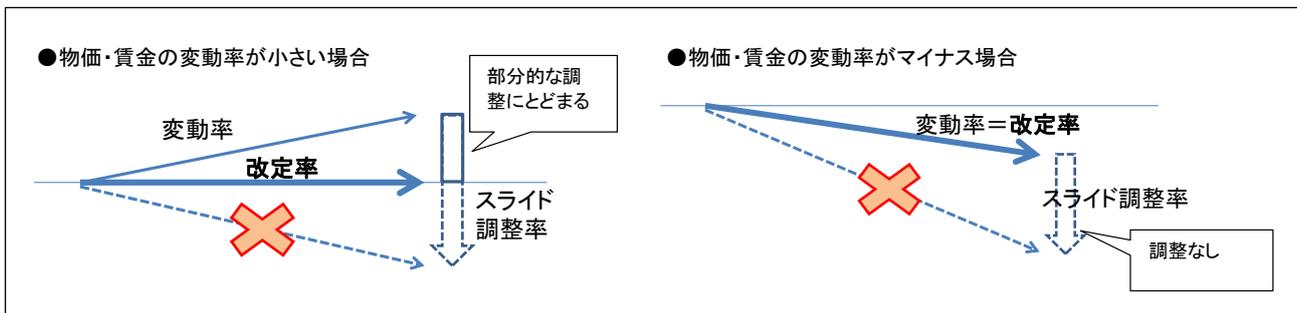
(以下、賃金変動率と物価変動率をあわせて「変動率」といいます。)

図表 6 マクロ経済スライド



毎年スライド調整率を用いて給付の調整を行えば年金制度の財政均衡に近づきますが、マクロ経済スライドは毎年行われているわけではありません。これは、マクロ経済スライドによる給付調整を物価・賃金の変動率の範囲内に限定して行うルール(「名目下限措置」といいます。)により、物価・賃金の変動率が小さい又はマイナスの状況では、必要な給付調整を行うことができないためです(図表 7)。実際に過去にマクロ経済スライドが行われたのは 2014 年、2019 年の 2 回のみです。

図表 7 マクロ経済スライドの名目下限措置



具体的な理解のため、スライド調整率を 1.0%とした場合の例をまとめています(図表 8)。

図表 8 マクロ経済スライドの効果の例(スライド調整率：1.0%)

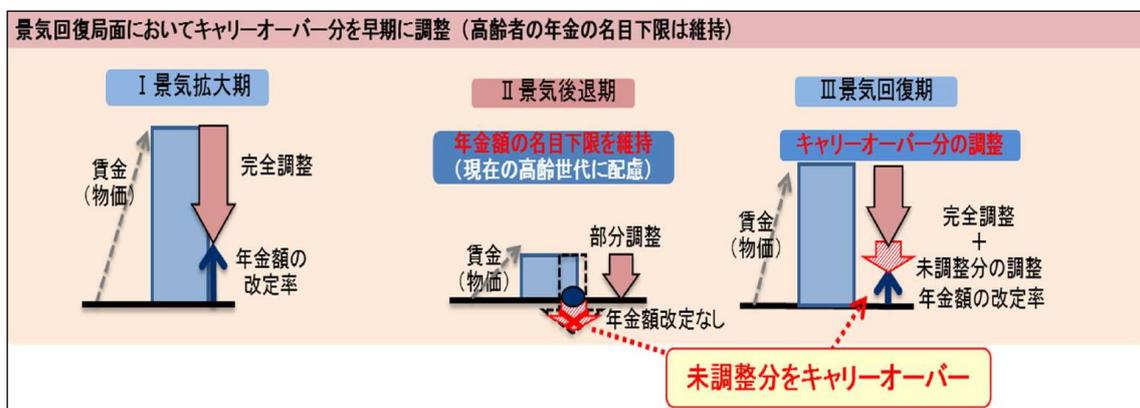
	変動率	改定率	マクロ経済スライドの効果	スライド未調整分
ケース①	2.0%	1.0%	効果あり	なし
ケース②	0.5%	0.0%	効果は限定的	0.5%
ケース③	△1.0%	△1.0%	効果なし	1.0%

ケース①の場合は、賃金(物価)の変動率が 2.0%のため、年金の改定率は 1.0% (=2.0-1.0)となり、マクロ経済スライドの効果で年金額が 1.0%抑制されます。一方、ケース②の場合は変動率が 0.5%とスライド調整率を下回るため、名目下限措置により調整後の改定率は 0% (=0.5-0.5)となり、マクロ経済スライドの年金額抑制の効果は 0.5%に留まります。さらに、ケース③の場合は変動率がマイナスのため、やはり名目下限措置により、この場合はマクロ経済スライドは発動されず、改定率は変動率と同じ△1.0% (=△1.0-0)となります。

また、従前の年金受給権者の年金額改定の仕組みにも課題があります。年金受給開始後は原則として物価変動率で改定しながらも、賃金変動率の方が小さい場合は、現役世代の負担を考慮し賃金変動率で改定します。しかし賃金変動率がマイナスの場合にはこの限りではなく、物価変動率で改定又は据置とするルールがあることから、過去に賃金変動率がマイナスの状況が続いたため現役世代の賃金の伸びに比べ年金額が大き目に改定され、公的年金財政の悪化の要因となりました。

前述した年金額を改定するルールは、本来行うべき給付調整を行わないことで、将来世代に負担を先送りしている点が課題であることから、これを解決するために 2016 年年金改革法で「マクロ経済スライドの見直し(過去に調整できず繰り越した未調整分を調整する仕組みの導入)(2018 年 4 月施行)」、(図表 9)、「賃金・物価スライドの見直し(賃金変動率が物価変動率を下回る場合に年金額を賃金変動率で改定するルールの徹底)(2021 年 4 月施行予定)」が導入されました。

図表 9 マクロ経済スライドの見直し



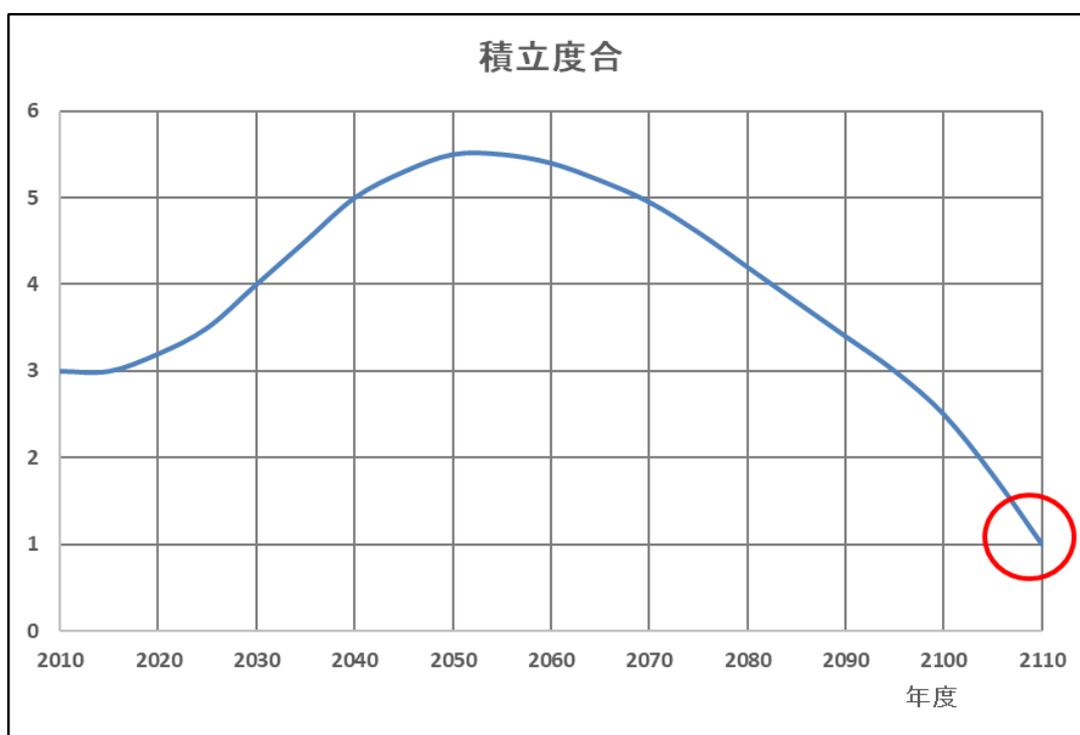
(出所)厚生労働省 HP

過去の未調整分を景気回復時に解消する仕組み(キャリーオーバー)に見直した場合、図表 8 のケース②、③では、それぞれ 0.5%、1.0%のスライド調整率が次年度以降に繰越されます。なお、この見直しにより 2019 年度は 2018 年度の未調整分を含めて年金額の改定が行われました。

### ③ 積立金の活用

2004 年の法改正以前の財政再計算においては、財政の均衡期間として将来に亘るすべての期間を対象とする「永久均衡方式」に基づいていました。しかし、予測が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性や巨額の積立金を保有し続けるリスクが留意点として指摘されました。そこで、法改正により、現在すでに生まれている世代が年金受給を終えるまでの概ね 100 年間で財政均衡期間とする「有限均衡方式」がとられるようになりました。有限均衡方式のもとで、財政均衡期間の最終年度(概ね 100 年後)における積立金を、1 年程度の給付を賄える水準に設定し、積立金を給付や運用に積極的に活用していくことになりました。併せて、基礎年金の国庫負担が 3 分の 1 から 2 分の 1 に上げられたことで、将来における公的年金の給付財源(保険料、国庫負担、積立金)が定まり、この財源に合わせて給付を調整し財政の均衡を図っていくこととなりました。

有限均衡方式のイメージは下図のとおりです。グラフ縦軸の積立度合とは、積立金が支出の何年分に相当するかを表していますが、100 年後に積立度合 1.0 を確保したうえで収支を均衡させます。なお、国民年金と厚生年金保険のそれぞれについて、100 年間で財政均衡を図るため、給付の調整期間は国民年金と厚生年金保険とでは相違します。



## 第4章 財政検証の役割

### (1) 財政再計算から財政検証へ

2004年の法改正以前は、5年に1度、現在の給付水準に必要な保険料を算定する財政再計算が行われていましたが、法改正後は保険料水準固定方式、マクロ経済スライドの導入により、固定された財源の範囲内で給付を調整することで財政の均衡を図る仕組みとなったため財政再計算は行われなくなりました。しかし、保険料固定方式のもとでも、人口や社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、以降は5年に1度、概ね100年間の年金財政の見通しを作成する「財政検証」を行うことになりました。財政検証の主たる目的は、マクロ経済スライドの進捗状況を確認することです。

### (2) マクロ経済スライドの終了年度の見通しと是正措置

マクロ経済スライドによる給付調整は恒久的に行われるものではなく、給付額も際限なく引下げられるものではありません。マクロ経済スライドの調整期間を決める方法は以下のとおりです。

まず、将来の人口の推計などを取り直した上で将来への投影を行います。そして、一旦マクロ経済スライドを適用しない場合で概ね100年後に財政が均衡するかを確認します。実際はマクロ経済スライドを適用しなければ財政が均衡しないため、逆算的にいつまでマクロ経済スライドが発動されていれば、概ね100年後に給付財源と年金給付が均衡するかを算出します。以上の方法で、マクロ経済スライドの終了見通しを立てます。今後の出生や経済などのシナリオに応じて終了見通しが長くなったり短くなったりする点に注意が必要です。

また、公的年金制度は国民の生活を保障する役割を持っていることから、給付水準に一定の下限が設けられています。ここで給付の水準を図る尺度として「所得代替率」というものが考えられています。「所得代替率」とは、「モデル世帯(夫が会社員で妻が専業主婦だった高齢夫婦)」が年金を受け取り始める時点(満65歳)における、現役世代の平均賃金に対する標準的な年金額の割合のことです。

財政検証では、所得代替率50%を給付水準の目安としており、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付の調整を終了し制度を見直すものとされています。このように、財政検証は、社会・経済状況を踏まえ年金財政の見通しを作成し、長期的な収支の均衡が図られているか(持続可能性)と、マクロ経済スライドの終了時期および将来の給付水準の見通し(給付の十分性)を確認することで、年金財政の健全性を検証するものです。

## 財政検証のプロセス

### 1. 経済前提の策定

- ・人口や社会・経済状況に関する最新のデータをもとに、出生率・死亡率等の人口に係る前提や経済成長率、賃金上昇率等の経済に係る前提を策定



### 2. 財政見通しの作成

- ・1で策定した前提にもとづき、保険料、年金給付など年金事業の収支の推移を中心に、概ね100年間にわたる公的年金の財政見直しを作成
- ※ 遠い未来を正確に予測することは困難であるため、低成長ケースから高成長ケースまで幅広い複数の前提で見直しを作成。財政検証は将来の予測ではなく、一定のシナリオ(人口や経済の前提)を将来の年金財政に投影したもの(シミュレーション)という性格に注意が必要



### 3. 長期的な財政均衡の検証

- ・概ね100年間の財政均衡期間において、財政均衡(収支の均衡)が図られているかを確認
- ・財政を均衡させるうえで必要となるマクロ経済スライドの調整期間(終了時期)および調整終了時点の給付水準を推計
- ・次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合は給付の調整を終了し制度を見直す



#### <財政検証の目的>

- ・長期的な収支均衡(制度の持続可能性)とマクロ経済スライドの調整期間および将来の給付水準の見直し(給付の十分性)を確認し、年金財政の健全性を検証する

## おわりに

厚生年金保険は、1942年の制度創設以降、時々の社会経済環境に合わせて制度改正を繰り返してきましたが、財政運営に関しては2004年が大転換期だったと言えます。2004年の法改正で導入された財政検証は、これまで2009年、2014年に、過去2回行われましたが、前回の第2回財政検証では、基本的には将来の所得代替率50%が確保され、給付の充分性と制度の持続可能性が確認されています。

2019年に第3回目となる財政検証が行われましたが、マクロ経済スライドの終了時期、終了時点の所得代替率が注目されるところです。

今回は、本シリーズの本旨である、2019年財政検証結果を解説します。

以上

※ 当資料に記載の情報については、特に断りのない限り、2019年10月現在の法令およびその時点で公表されている情報等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。